

Title	一九四五年以降の北東アジアと教会 : 日本国憲法との関わりから
Author(s)	松本, 周
Citation	聖学院大学総合研究所紀要, No.55 別冊, 2013.3 : 65-84
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=5004
Rights	

SERVE

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

一九四五年以降の北東アジアと教会——日本国憲法との関わりから

松 本 周

1. はじめに——視座と目的

本共同研究は、二〇一〇年の「併合一〇〇年」を期して開始され、研究時期を区分した三カ年の研究として計画された。研究内容としては、二〇一〇年が先行研究の確認および一九一〇年以前の日韓キリスト教会について、二〇一一年は「三・一独立運動と民族自決主義」を主題として一九一〇年代の韓日教会についての研究発表がなされた。そして二〇一二年度「一九四五年以降両国のデモクラシー憲法とキリスト教会」を主題とし、第二次世界大戦以降の現代史を取り扱って、本研究プロジェクトは終結する。

二〇一一年、長老会神学大学校での本共同研究シンポジウムの講演においては、Liberal Democracyを鍵語とし、一九一〇年代の世界動向と日韓両国教会を分析した。それは以下のような、本共同研究の提案趣旨が念頭にあったからである。「日韓のキリスト教史を一九一〇年を起点に、日韓関係の未来に向けて前向きに捉えなおす。北朝鮮、中国を視野に入れ、北東アジアのキリスト教会の交流と協力の基礎を築く。また研究の基礎に第二次世界大戦後に制定された日韓両国の憲法研究を置く」。そこで、両国憲法が共有するLiberal Democracyの理念が、いかなる歴史的動向を通

して一九四五年以後の両国の基礎構造 (Constitution) に採用されたのか。Democratization の歴史動向との関係から、一九一〇年代を捉えた。そして本稿では、時代的に一九四五年以降を対象とし、憲法とキリスト教会との関係を、神学的観点から扱うこととする。

一九四五年八月一五日は北東アジアの歴史にとって、決定的な日となった。それは天皇の「玉音放送」による日本の無条件降伏の日である。同時に韓国にとって、また日本の帝国支配を受けた諸国にとっての「光復」の日であった。「(1)」から、そしてこの日から、世界史の新たな時代が始まる」(Johann Wolfgang von Goethe)、「ゲーテの理解とは異なる意味で、一九四五年八月一五日が北東アジアの歴史におけるそれ以前とそれ以後を決定的に分け、新しい歴史が始まった。

この日以前の日本はしばしば「帝国日本」「日帝」と称される。では一九四五年八月一五日以降は何と呼ばれるべきか、「日本(国)」である。この呼称変更の根拠は憲法の相違にある。「大日本帝国憲法」から「日本国憲法」へ、それが一九四五年八月一五日以前と以後における日本の基礎構造の変化である。(2) したがって本稿では一九四五年以降の日本社会と教会を理解するにあたり、日本国憲法に着眼して分析を進めることになる。

2. 一九四五年八月一五日以後の社会状況

「問題は基本的には神学的なもの」であると、日本の降伏文書調印式に際し、連合国軍総司令官であったダグラス・マッカーサーは演説した。彼は何を神学的問題として捉えたのか、発言内容を以下に記してみたい。

人類は創世記以来、常に平和を求めてきた。国家間の紛争を防止し、解決するための国際的機構を作ろうという試みが、各時代を通じていろいろな形で行われてきた。そもそものはじめから、市民各個人の間ではそういった有効な手段が作り出されたが、もつと大きい国際的な規模での機構はまだ一度も成功したことがない。軍事同盟も、勢力均衡も、国際的な連盟組織もすべて失敗に終り、結果はにがい戦争の試練によるほかはなかった。

この戦争は、そのような試練に訴える最後の機会だった。いまわれわれが何かもつと大きい、もつと公正な制度を見出さなければ、アルマゲドン（世界最後の決戦）に踏み込んでしまうだろう。この問題は基本的には神学的なものであつて、われわれがおさめてきた科学、芸術、文学のほとんど比類のない進歩、さらには過去二千年のあらゆる物質的、文化的進歩と並行して、精神の再復興と人類の性格改善が行われなければならぬ。⁽³⁾

この表現から明白に読み取れるのは、世界平和達成の制度化こそが、マッカーサーの「神学的」問題意識であつたことである。その意味では、本稿もまた神学的問題意識をもつて貫かれている。一九四五年以降の北東アジアの問題を考察する場合、三度目そして核兵器による世界大戦を招来しないための「世界平和」の希求と、憲法の根本理念である「デモクラシー」の深化への実践がふまえられねばならない。そしてこの問題に取り組むことは、本稿全体で述べるように、「神学的」な考察を要請するのである。

一九四五年以降の日本を理解するにあたり「平和」と「民主主義」の二つの鍵語に注目すべきことについては、現代史の研究者ジョン・W・ダワーも、⁽⁴⁾「歴史としての戦後日本を振り返る場合には、この二つの言葉が非常に示唆に富んでいることは明らかである」と指摘する。⁽⁵⁾民主主義と平和主義、この両者はいずれも日本国憲法の制定によつて日

本にもたらされた。導入の歴史的経緯において共通する両者であるが、この先の論述で確認するように、日本国憲法と教会の関係において、しばしば両者は複雑に絡み合った様相を呈することとなった。

次節以下で具体的に、民主主義と平和主義との関係を考察するにあたり、当時の日本社会における精神状況を考慮に入れる必要がある。その点で、注目すべき二つの思想潮流が存在したことを確認しておきたい。

一つは当時の共産党への好意的な評価であり、それによるマルクシズムの伸張である。「敗戦直後においては、この『獄中非転向』という事実が、現在からは想像できないほどの尊敬を勝ち取っていた。なぜなら、為政者や知識人のほとんどが戦中戦後に転向をくりかえし、多くの人びとが戦中の自分に悔恨を感じていた状況下で、これら共産党幹部だけが戦争反対をつらぬ⁽⁶⁾」いたことが背景となつて、共産主義思想が、心情的に一定の評価を受けていた。

もう一つ、戦争直後の日本社会において、社会的注目を受けた集団はキリスト教会であつた。こちらはアメリカを中心とした占領国の宗教、自由と民主主義をもたらす宗教として歓迎された。このことについて、敗戦後の日本に創設された国際基督教大学へ客員教授として迎えられたスイスの神学者エーミル・ブルナーは次のように述べた。

米国憲法は『全ての人は平等かつ自由なものとして創られている』という文章で始まっています。すなわち平等かつ自由というこの二つの言葉が見られるのであります。このアメリカ憲法こそ最初の近代的、民主主義的憲法であつた」、「歴史の流れを振り返つてみると、私どもは民主主義への推進力というものがカルヴァン派新教運動（プロテスタントイイズム）から由来しているといえる」、「歴史家として『日本にはどのようにして民主主義が存在するようになったか』を尋ねるとき、私どもは民主主義は西洋から輸入されたと告白せねばならないのであります。そしてこのことは特に現在皆さんがお持ちの民主的な日本国憲法について當っているのであります。皆さんすべてがご承知のようにこの新しい民主的な憲法は占領しておりましたア

アメリカの影響の下に作られた。⁽⁷⁾

ブルナーは近代デモクラシー形成の歴史的経緯と一九四五年以後日本の関係を憲法の線で明示した。敗戦後の日本にあつて、キリスト教は、欧米文化の精神的基盤と解され、民衆から好意を寄せられ、それに伴い「キリスト教ブーム」が生じた。

キリスト教とマルクス主義、この二つが一九四五年以後に人心を捉えた、新しい精神的潮流であつた。そして双方を折衷して受容しようとする試みもなされ、もつとも代表的なものは一九四九年の「赤岩栄の日本共産党入党決意表明問題」⁽⁸⁾として現れた。こうした言動に至つた赤岩の内的論理について、クリスチャン社会学者の隅谷三喜男は「一方はカール・バルト、片方はカール・マルクスをとつて自分のものとし、二つのものの両立を主張したわけです……信仰は信仰、信仰に促された社会的な実践は社会的な実践、社会的な実践を考へる場合に、コンミュニズムこそ科学的な真理だ、科学的な真理と福音の真理とは次元が違う、だから次元の違う真理に対しては、二つとも真理として受け取つたらいではないか」⁽⁹⁾と考へたのだと解説している。このような信仰と社会倫理の二元論的思考法、すなわち内面的信仰心はキリスト教に依拠しつつ、社会実践はマルクシズムを援用する姿勢は、赤岩個人にとどまらず、多くのキリスト者に見出されるものである。この点は、後に考察するように、日本人キリスト者の憲法理解にも影響を及ぼしている。

3. デモクラシー憲法と日本国憲法九条

まず、本節の議論に關係する主な歴史事項について、年代順に記載する。

一九四六年一月三日 日本国憲法公布

一九四七年五月三日 日本国憲法施行

一九四八年 ソ連によるベルリン封鎖、ベルリンの壁設置

一九五〇年六月 朝鮮戦争（六・二五動乱）勃発

アメリカによる日本再軍備への政策転換始まる

一九五一年 警察予備隊が発足

一九五一年九月八日 サンフランシスコ講和会議（GHQによる日本占領が終了）

世界情勢下にあつて冷戦対立構造の影響を避けることはできず、自由主義諸国のみとの平和条約調印となつた。なおキリスト教との関連では、東京大学総長で無教会信者であつた南原繁がソ連はじめ共産主義諸国をも含む全面講和を主張し、当時の首相吉田茂から「南原東大総長がアメリカで全面講和を叫んだが、これは国際問題を知らぬ曲学阿世の徒で学者の空論に過ぎない」と激しく批判された。サンフランシスコ講和会議では平和条約と共に日米安全保障条約が締結され、それに基づいて米軍駐留及び日本による基地提供等が占領終結後も継続されることとなつた。この条約は冷戦構造において自由主義陣営の安全保障圏内に日本が自己を位置づけることと解された。

一九五四年（警察予備隊、保安隊を経て）自衛隊改組発足

一九六〇年 日米安保条約改定反対運動

国会周辺のデモ参加者と警官隊との衝突により死亡者

一九六二年 日本基督教団「憲法擁護に関する声明」発表

一九六五年二月 アメリカ空軍による北ベトナム爆撃開始

六月 日韓基本条約調印

八月 韓国国会、ベトナム派兵に合意

一九七三年一月 ベトナム和平協定（パリ協定）調印

上記の年表から観察されるように、第二次世界大戦後に顕在化したアメリカをはじめとする自由主義国家陣営と、ソビエト連邦に代表される共産主義国家陣営との冷戦構造は緊張激化の一途を辿った。冷戦がアジアでの二つの「熱い」戦争を引き起こし、それを背景にアメリカは日本再軍備へと政策を転換した。この国際情勢下で日本国内には憲法改正論議が浮上することとなった。それは社会的背景からして憲法九条をめぐる論議に焦点が当てられた。結果的にそれは憲法論議に二つの特徴をもたらすこととなる。第一は「憲法見直し問題が、法律論ではなく、朝鮮戦争の勃発とそれが進展する過程という現実の動きに即応して、日本の防衛問題について政治論議として急浮上したことである」と説明されるように、憲法の淵源にある思想や歴史の吟味よりも、改憲・護憲両派の態度決定が現実政治での態度決定ないし支持政党と重なり合って主張された点である。第二の点は、日本国憲法の平和条項、具体的には憲法九条に論議の焦点が当てられ、憲法の他の条項への関心は希薄化されるか、政治動向に利用される結果となったことである。

こうした状況下での憲法論議であつただけに、平和憲法すなわち憲法九条「改正反対」として日本国憲法擁護論が主張された。その背景には、近隣アジア諸国への侵略に対する反省と、広島・長崎への原子爆弾投下に代表されるような戦争被害の認識が存したのであり、世界平和への願いが大方の日本国民による根本的主張であつた。¹²そしてキリスト者による憲法擁護の意見もまた、聖書をふまえつつ、平和希求を中心目的として発言された。その代表例を、植村環（日本プロテスタント教会初代の指導的牧師である植村正久の娘）の発言の中に観察することができる。

植村は「日本の逆コースは国民生活の各方面に暴露されて来た。憲法、民法の改正とか、天皇元首の地位の再主張とか、反動の嵐が猛りそうである。われらは、終戦前の日本の政治的、社会的、家庭的の姿の再現を極度におそれるのである」⁽¹³⁾と当時の政治状況における憲法改正動向へ真剣な憂慮を表明している。その動向に対し、植村はキリスト者として平和憲法護持に立つ根拠を「再軍備の問題については、『すべて剣をとるものは剣にて亡ぶ』⁽¹⁴⁾（マタイ二六・五二）」の聖句に求めた。

これは福音書の聖句から絶対平和主義を導出する姿勢であり、次のような主張へと続く。「私どもは、戦争を拒否せざるをえないのだ。主キリストは戦争をきらつておいでであつたではないか。『剣をとるものは剣に亡ぶるなり』とは、主ご自身が捕縛されたもうた時の御言葉ではなかつたか」⁽¹⁵⁾。植村はこの持論を国際情勢下における日本の位置へと展開し、一九六二年の内閣憲法調査会公聴会では次のように発言した。「米（アメリカ合衆国）、ソ（ソビエト連邦共和国）は口では平和を称えながら、実は核戦争の準備をしているのであります。日本はこの二つの陣営の間に立つて仲裁役をする使命を持つのです。……私どもは信じます。非武装中立こそは、現代の世界において、最も優れた安全保障なのであります」⁽¹⁶⁾。植村のこれらの主張に対し、キリスト教社会倫理の観点からは二つの問題が指摘されなければならない。

第一に「剣をとるものは剣に亡ぶ」の聖句と非武装平和主義という現代倫理が直結されたために、日本国憲法諸条項へと至る歴史的展開についての視点が喪失されたことである。そのために平和主義について強調されながら、それをデモクラシー理念や基本的人権の神学的理解をもつて基礎づけることがなされなかった。

第二の問題点は憲法九条擁護が政治的中立論へと横滑りして主張された点である。この点は、日本社会また政治諸勢力の（手段）としての護憲論に教会もまた陥る方向性を導き出してしまふ。植村の場合には、発言に明瞭に現れなくとも、日本の教会の英米との歴史的連続を実体験として認識していたためにこの点が大きな問題にはならなかった。しかし日本の教会全体の傾向としてはこの後、歴史捨象的な平和論によって、教会の社会倫理姿勢が混乱することとなつ

た。

以上のように、日本の教会における当時の憲法擁護論は、日本国憲法擁護すなわち憲法九条中心ひいては非武装平和主義の主張へ、と図式化された論調が支配的であった。その言説の有する問題点は、日本国憲法のリベラル・デモクラシーの性格を見失わせてしまう結果をもたらすことにあつた。この問題はその後、ベトナム戦争に対して日本のキリスト教会のとるべき態度をめぐる、論争を引き起こすこととなつた。以下にその議論を概観することとしたい。

論争のきっかけとなつたのは、組織神学者である大木英夫の発言であつた。その主張が、ベトナム戦争を背景とする、日本の教会の反戦平和運動の在り方に再考を促す仕方では発表されることにより、論争が生じた。日本基督教団月刊誌『信徒の友』一九六七年一月号で大木は、「ベトナム問題への視点」と題し、次のように意見を表明した。

わたしはいままでキリスト者の間に欠落していた視点をもう一度はつきりと引き上げてきて、みなさんと
いっしょに考えてみたいということを願っているであります。

欠落していた視点というのは、日本が世界に公然とそれが日本の行き方だと発表している視点です。それは憲法の視点です。日本の対外的対内的行動は、憲法によつて規定されているということです。憲法の中心理念は自由民主主義であり、それが日本の国際的位置を規定し、そしてさらに日本独特なものとして平和主義があります。

とくにデモクラシーが日本の国際社会における視野の座標軸になるのです。はつきり言うと、日本は今日（の）世界を二分する中でいわゆる自由陣営に属する国だということです。この認識は不愉快なことでしょうか。⁽¹⁷⁾

こうした主張に対し、平和至上主義に立つキリスト者たちから反論が寄せられた。その反響の大ききのゆえに、『信徒の友』一九六八年二月号は「ベトナム問題を考える」特集座談会⁽¹⁸⁾を開催し、記事として掲載した。

大木との対論者たちの発言を列挙すると、宍戸寛は「ベトナムの人にとつて、自由と民主主義とはどういうことか考えないとね、それはアメリカ流の自由と民主主義になつてしまふんですよ。ベトナムにおいてはですよ、ホー・チミンのもとで、民族独立運動をやったときには、民族が独立することが自由の獲得なのです⁽¹⁹⁾」。また高倉徹は「日本も間接的にはあるがベトナム戦争で、アメリカに協力しています⁽²⁰⁾」と、そして椎名麟三「世界からみれば日本もアメリカに協力していると思か思えない⁽²¹⁾」と述べている。そこでは増大な軍事力を展開するアメリカへの批判、また日本の再軍備と増強を迫ることへの反米的論調が、平和至上主義の立場から展開されている。

付言すれば、このような平和主義―反米主義思想の存在が、その後の歴史にあつて日本基督教団の倫理的態度表明が左翼偏向する原因となつたと解される。また教会と社会とイデオロギーの関係について、日本のこうした状況と比較して、同時代の韓国はどのようなようであつたのか、今後の重要な論議課題である⁽²²⁾。

上述の批判に対して、大木は「議論が平和という視点からなされていることはあるのですが、憲法はただ平和の条項だけではありません。もつと別な自由と民主主義（英語でリベラル・デモクラシーといった方が正確ですが）という理念がはいっているわけです。われわれが海外問題を考えるとき、この視点が重要なんだ⁽²³⁾」と反論する。その上で、平和主義とデモクラシーの関係理解について「アメリカはこの現実世界の中で、デモクラシーを守るのは、軍備の背景なしでは考えられないというのが常識なんです⁽²⁴⁾」とアメリカのデモクラシー政策と軍事力の結合認識を述べ、その上で「平和主義でデモクラシーをやつてゆくという意味をアメリカに十分説得してゆくことが、日本人に課せられた憲法擁護の対アメリカ外交政策でなければならぬ……キリスト教会の責任がそこにあるのではないかと思う⁽²⁵⁾」と平和主義政策をむしろアメリカに対して主張すべきことを提唱した。

ただし「平和主義でデモクラシーをやつてゆくという意味」について、具体的内容は明瞭ではない。その点こそが、残された課題として取り組まれねばならない。「平和」と「デモクラシー」をいかなる関係において理解し、教会はどのような役割を果たすべきか。以下の議論における論点の整理と課題共有のために、両国憲法の関係箇所を引用したい。

大韓民国憲法・前文 悠久な歴史と伝統に輝く我が大韓国民は、三・一運動で打ち建てられた大韓民国臨時政府の法的正統性と、不義に抗拒した四・一九民主理念を継承し、祖国の民主改革と平和的統一の使命に立脚し、正義、人道および同胞愛をもつて民族の団結を鞏固にして、あらゆる社会の弊習と不義を打破する。自立と調和を基にして自由民主的基本秩序をより一層、確固たるものにし、政治、経済、社会、文化のあらゆる領域において各人の機会を均等にして、能力を最高度に發揮するようにさせる。自由と権利にしたがつた責任と義務を完遂させて、内では国民生活の均等な向上を帰し、外では恒久な世界平和と人類の共栄に貢献することによつて、我らと我らの子孫の安全、自由と幸福を永遠に確保することを誓いつつ、一九四八年七月一二日に制定し、八回に渡つて改正された憲法は、ここに国会の議決を経て、国民投票によりこれを改正する。一九八七年一〇月二九日

大韓民国憲法第五條 ①大韓民国は、國際平和の維持に努め、侵略的戦争を否認する。②国軍は、國家の安全保障および国土防衛の神聖な義務を遂行することを使命とし、その政治的中立性は遵守される。⁽²⁶⁾

日本国憲法・前文 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そ

もそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行
使し、その福利は国民がこれを受受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。
われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。／日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の關係
を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存
を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐ
る国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、
平和のうちに生存する権利を有することを確認する。／われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を
無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持
し、他国と対等關係に立たうとする各国の責務であると信ずる。／日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの
崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

日本国憲法第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力によ
る威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。／② 前項の目的を達するた
め、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない

リベラル・デモクラシーの価値を共有する、日韓両国憲法の共通性は両国憲法の前文で明瞭に示されている。ところが
が両国憲法に顕著な相違が見出されるのは、「侵略戦争の否認」を規定する大韓民国憲法第五条と、日本国憲法第九条
とりわけ第二項である。大韓民国憲法には国軍について規定され、日本国憲法では軍事力の放棄が定められている。日
本国憲法九条における規定の特異性は、大韓民国憲法五条との比較において明らかである。

そこで日韓両国の一九四五年以降を、デモクラシー憲法の価値共有として認識し、その上で北東アジアの平和的な将

来形成へ向かおうとする場合に、日本国憲法九条をどのように考えるかが、課題とならざるを得ない。それはまた両国憲法の依拠するリベラル・デモクラシーの理念の歴史的源流が、一七世紀イングランドでのピューリタン革命、「自由のために国王へ抵抗する」思想の誕生にあることを確認するならば、特に「神学的課題」となる。

多くの日本人が、そしてキリスト教会も、一九四五年以前の帝国主義的侵略の反省をもふまえて、日本国憲法九条を重要視し、憲法改正に反対する重要な根拠としてきた。そこで我々は難問を抱え込むことになる。先にも見てきたように、日本国憲法九条の武力放棄から引き出される日本国憲法擁護の思想は「絶対平和主義」であって、それはリベラル・デモクラシーの理念の歴史的源流である「抵抗権」思想、またそれに基づいて構築されるプロテスタント・キリスト教会の社会倫理とは矛盾するのではないだろうか、との疑問が生ずるからである。なお、この問題提起に対して、個人の「抵抗権」と国家の「自衛権」とは区別されるべきとの意見が提出されよう。その点について本稿では詳論に立ち入ることはしないが、ただしリベラル・デモクラシーの社会体制における国家は、国民の自由を擁護することを至上の目的として存立しているとの理解を提示しておきたい。

リベラル・デモクラシーの歴史的淵源に遡れば、抵抗権思想の成立こそが人権を主張し擁護するための必須要件であった。換言すれば抵抗権を認めることなしに、基本的人権を擁護することは困難である。基本的人権は生命寡奪者たる絶対君主に対峙する態度として、生命の自己放棄姿勢から、生命の自己保存を主張する抵抗権への倫理変革に伴って出現した権利意識である。為政者への受動的服従から生存権主張への転換は、国家権力の意味をも正反対に転換させる。すなわち絶対主義国家による権力行使は人民を強制的に服従させる目的であるが、基本的人権の尊重を根本基盤とするデモクラシー国家は、国民の生命と財産を守護するため権力を行使する存在となるからである。デモクラシー国家が警察力を保持する理由はその点に存し、警察力は不法者による人権侵害を防止するために行使される。この構造は国内関係にとどまらず、国際関係においても同様である。

4. むすび——「神の国」との関係における教会と憲法

前節までに論じてきたように基本的人権と抵抗権との関係を整理し、改めて日本国憲法九条二項を考察するならば、それを単純な絶対平和主義では捉え難くなるであろう。「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」。ここで国際平和は、国際間における正義と秩序の堅持と不即不離の関係にあることが明示されている。したがって日本国憲法擁護の立場から主張されるべき平和とは、不法者の跳梁跋扈を看過し、無抵抗と生命放棄を姿勢とするものではない。また、他国民の生存権を顧みない侵略者や基本的人権を蹂躪する独裁者の支配下での無戦闘状態としての平和でもない。世界普遍的な基本的人権への迫害や侵略に対しては確固たる抵抗権を発動する、正義と秩序に裏打ちされた平和主義であるべきである。このデモクラシーと基本的人権の擁護が、現代社会における平和形成者たる教会の倫理的使命としても確立されるべきである。

以上の主張は、現在の日本の状況下での軍事力保持を支持し、正当化することを意図したものではない。そのことを予め確認したうえで、日韓両国そして北東アジアの平和的な将来形成に向けて、以下の事柄について有益な討論を望みたい。

一九四五年以降のアジアの歴史において、大きな戦争が二つあった。一つは一九五〇年六月二十五日～一九五三年七月二十七日（休戦）の六・二五動乱（朝鮮戦争）、もう一つはベトナム戦争（一九六〇～一九七五年）であった。しかもどちらの戦争にも「リベラル・デモクラシーの擁護」が関わっていた。その際に、日本国憲法九条の存在によって日本は

武力行使をしなかった。そして二つの戦争を背景として、日本は経済的に発展した。この現実をどのように考えるか。

日本国憲法九条を変更し、日本も軍事力を行使すべきだろうか。これを肯定する意見に、私は先にも述べたように賛同できない。日本の政治指導者らの発言を聞くと、軍国主義の再来を深く懸念するものである。

それならば日本国憲法九条を保持し、東北アジアをより平和的關係に導く方策はないだろうかと考えるなければならない。その方途があるとすれば、日本には何が必要であり、韓国はじめ近隣諸国はどのように考えるのだろうか。

これらの問いは、究極的な意味では、現時点で正答を見出し得ないオープン・クエスチョンにとどまらざるを得ないのであろう。しかしそれを理由に、本稿で答への道筋を何ら示さないとすれば、責務を果たしたことになるのであろう。そこで以下に試論的にはあるが、私見を述べることとした。

その際に、一九四五年以後から現在に至る、日韓両国の憲法変遷史が一つの視点を提供する。それは両国憲法における改正の有無を比較することで得られる視点である。日本国憲法は制定以来、現在に至るまで一度も改正がなされていない。またそこには改憲反対、憲法擁護として、教会の社会倫理的な実践が存した。それと比して大韓民国憲法は、前文に記されるような改正が重ねられてきた。今回、特に注目したいのは、もつとも直近になされた一九八七年の改正（第六共和国憲法）である。なぜなら「第九次改憲は、国民の民主主義の熱意を反映し、与・野党の合意で誕生したという点に大きい意義がある」と指摘されるように、そこで見出されるのは、リベラル・デモクラシー憲法をよりリベラル・デモクラシーな性格にすべく改正する動力、自由と民主主義を希求する国民精神の発露だからである。

韓国における、デモクラシー憲法をさらに深化させる国民姿勢を見ると、現在の憲法をよりリベラル・デモクラシー憲法へと変えていくまでの「民力」の向上こそ、これからの日本のキリスト教会の目指すべき社会倫理姿勢ではないだろうか。それは別の視点から捉えれば、一九四五年から現在までの日本の在り方が、平和憲法を保持しているにもかかわらず、なぜ近隣アジア諸国からの信頼を勝ち得なかったかということでもある。かつての帝国主義的侵略、軍国

主義復古に対する懸念をなぜ解消しきれずにいるのか。それは現在の日本国憲法にもなお、一九四五年以前の残滓の存することを敏感に察知される故ではないだろうか。この点で、クリスチャンで近現代日本思想の研究者である武田清子により、「降伏後の日本において、『天皇』の地位、すなわち『国体』が将来どうなるかということが、『国民』の運命よりも、当時の日本政府の最大の関心事であった」ということは、私ども国民が銘記しておくべきことである」と、天皇制保持と国民主権の間には、原理的に対立関係の存することが指摘されていることは注視されねばならない。⁽²⁹⁾

その状態では、憲法の平和主義条項もまた隠然たる旧体制を温存する隠れ蓑であるとの疑念を晴らすことができないことになる。日本がより共和的な形姿を現す方向への憲法形成、それを通してこそ日本国憲法のリベラル・デモクラシー性格と平和主義の一致が真に実現し得ると考えるのである。ただしそのためには、日本の中に現行憲法の根本精神をリベラル・デモクラシーの理念として受容するエートスが涵養されねばならない。それを欠いたままでは憲法改正へ突き進めば、必ずや逆方向の結果を招来するからである。

教会には前述の将来形成を支持し導く、社会倫理的な責務が存する。なぜなら教会とは来たるべき神の国を目指す存在であり、同時に来たるべき神の国を歴史の中で証しする存在だからである。「あなたはわたしのほかに、なにもものも神としてはならない」(口語訳、出エジプト記二〇・三)。この神からの第一の戒めを真剣に受け止めるならば、教会は「御国を来たらせたまえ」と祈りつつ、何人といえども人の上に立つことのない社会を達成するために奉仕する責任を負う。そして神の国においてこそ「彼らはそのつるぎを打ちかえて、すきとし、そのやりを打ちかえて、かまとし、国は国にむかつてつるぎをあげず、彼らはもはや戦いのことを学ばない」(イザヤ二・四)との真の平和が成就するのである。

注

- (1) 一七九二年九月二〇日ヴァアルミーの戦いで、フランスの勝利に際して語った言葉。
- (2) なお日本国憲法の公布は一九四六年一月三日、施行は一九四七年五月三日であるが、社会体制の根本的変革は、一九四五
年八月一日とみて差し支えないであろう。大日本帝国憲法と比して、日本国憲法の重要変更点はデモクラシー諸理念の
採用であり、また基本的人権の尊重・民主主義（主権在民）・平和主義（戦争の放棄）の三大原理を特徴とする。特にその
第九条には戦争及び武力保持の放棄が規定され、世界史上画期的な条項として注目された。
- (3) ダグラス・マッカーサー『マッカーサー回想記〈下〉』津島一夫訳、朝日新聞社、昭和三九年、一一八頁。ところで岡崎匡
史はアメリカの日本占領における宗教政策の研究の中で、このマッカーサーの発言を「キリスト教神学の勝利であり西洋
文明の賛美が前提となっている」（岡崎匡史『日本占領と宗教改革』学術出版会、二〇一二年、三〇頁）と評するが、それ
は研究者の日本人としての心性を読み込んだ、うがった解釈に映る。
- (4) 一九四五年敗戦後日本を研究対象とした、話題作『敗北を抱きしめて』の著者として知られる。
- (5) ジョン・W・ダワー「二つの「体制」のなかの平和と民主主義」森谷文昭訳、アンドルー・ゴードン編『歴史としての戦
後日本』中村政則監訳、みすず書房、二〇〇一年、四三頁。
- (6) 小熊英二『〈民主〉と〈愛国〉』新曜社、二〇〇二年、一八三頁。
- (7) エーミル・ブルンナー「社会における正義と自由」齋藤勇一訳『ブルンナー著作集 第六巻 倫理・社会論集』教文館、
一九九六年、一七四―一七五頁、ルビは（一）内表記へ変換。
- (8) この問題の経緯と概説については、日本基督教団宣教研究所教団史料編纂室編、『日本基督教団史資料集第三巻』一九九八
年、日本基督教団出版局、一七九―一八二頁参照。
- (9) 久山康編『現代日本のキリスト教』基督教学徒兄弟団、昭和三六年、四七―四八頁、隅谷の発言。

(10) 文藝春秋編『戦後五〇年 日本人の発言 上』文藝春秋社、一九九五年、二〇五頁。出典は一九五〇年五月四日付毎日新聞と記されている。

(11) 竹前栄治・岡部史信・藤田尚則『日本国憲法・検証一九四五―二〇〇〇資料と論点 第七巻 護憲・改憲史論』小学館、二〇〇一年、一五七頁。

(12) 当時の日本国民が、いかに憲法九条と平和主義に至高の価値を見出していたかは、ノーベル文学賞受賞者である大江健三郎の以下のような文からも看取することができる。「終戦直後の子供たちにとつて『戦争放棄』という言葉がどのように輝かしい光をそなえた憲法の言葉だったか。……日本は戦争を放棄したところの、選ばれた国である。……このようにして、『戦争放棄』は、ぼくのモラルのもつとも主要な支柱となった。同時に、ぼくが自分のモラルの危険を切実にあじわった最初の機会も、『戦争放棄』に関わっていた。ぼくが新制高校に入った年、朝鮮動乱がはじまった。そしてその直後、警察予備隊が発足した。ぼくはこの時期に、自分があじわった不安と動揺の酸っぱい味を忘れることができない。ほぼそのころから、ぼくが大学に入るまでのあいだに、警察予備隊は、保安隊へ、そして自衛隊へと、ひとつずつカエル跳びしながら、既成事実をかためて行ったのだが、そのカエル跳びのたびに、ぼくは自分のモラルが嘲弄されているように感じた」(「戦後世代と憲法」大江健三郎『厳粛な綱渡り』講談社、一九九一年、一七二頁)。この文章は一九六四年二九歳の時に記されている。回想ではあるにしても、地方の一高校生が平和憲法をここまで実存的に受け止めていた、当時の大衆の精神雰囲気留めている文章と言えよう。

(13) 植村環「日本の逆コースは止めたい」一九五四年、『植村環著作集2』新教出版社、一九八四年、三四七頁。

(14) 植村「日本の逆コースは止めたい」『植村環著作集2』三四九頁。

(15) 植村「剣をとるものは剣に亡ぶ」一九五八年、『植村環著作集2』三八三頁。

(16) 植村「現憲法は、早天の慈雨」一九六二年、『植村環著作集2』四〇九頁。

(17) 「ベトナム問題への視点」『信徒の友』日本基督教団出版部、一九六七年二月号、三三三頁。

(18) 「ベトナム問題を考える」『信徒の友』日本基督教団出版部、一九六八年二月号、一二―一九頁。参加者は大木英夫、椎名麟三(作家)、宍戸寛(共同通信企画室)、高倉徹(教団伝道総主事)。

(19) 「ベトナム問題を考える」『信徒の友』一九六八年二月号、一四頁。

- (20) 「ベトナム問題を考える」『信徒の友』一九六八年二月号、一七頁。
- (21) 「ベトナム問題を考える」『信徒の友』一九六八年二月号、一七頁。
- (22) 李銘哲「韓国プロテスタントの南北統一の思想と運動 国家と宗教の間で」(社会評論社、二〇〇七年)は研究の対象を第五共和国期を中心としているが、この問題に関して参考となる。
- また、日本人のある韓国研究者は、多分に図式的に過ぎるきらいはあるが、韓半島のイデオロギー対立を巡る状況について「一つの民族X(朝鮮民族)が二つの国家XA(韓国)とXB(北朝鮮)とに分かれ、その一つの国家XAがまた二つの陣営X A a(保守)とX A b(左派)とに分かれている。そしてそのうちの一つX A bは敵性国家X Bとくっついている。このように複雑な分裂の様相を呈しているのが朝鮮半島である」(小倉紀蔵「いま、韓国をどう見るか」小倉紀蔵編『現代韓国を学ぶ』有斐閣選書二〇一二年、八頁)と説明するが、平和や統一の問題についての韓国の教会と社会の関係は、こうした図式の枠内で説明しきれるのであるうか、という点も拙稿の抱えている問いである。
- (23) 「ベトナム問題を考える」『信徒の友』一九六八年二月号、一二頁。また、この理解から大木は、「憲法問題を考えるとき、戦後二〇年、日本にどのようにしてデモクラシーを土着させるかという問題があり、そのためには、キリスト教が重要な役割をもつ、そういう角度から私はこの憲法体制を考えなければならぬと思うのです。それは民主主義とか人権の思想とか、信教の自由ということをも日本に深く根づかせるといふことのむずかしさです。いわゆる自由陣営に属するということの肯定はこの課題の遂行と微妙に関係していると思うのです。私はそういうことをするのは単なる条項だけから憲法を見るのではなく、その精神的内容を深い目をもつてみなくてはならないと思うのです」(「ベトナム問題を考える」『信徒の友』一九六八年二月号、一五頁、傍点省略)と、リベラル・デモクラシー陣営に立脚する理由を述べている。
- (24) 「ベトナム問題を考える」『信徒の友』一九六八年二月号、一九頁。
- (25) 「ベトナム問題を考える」『信徒の友』一九六八年二月号、一九頁。
- (26) 初宿正典・辻村みよこ編『新解説世界憲法集』三省堂、二〇〇六年、三六八頁。
- (27) 金知煥「憲法」李範燦・石井文廣編著『大韓民国法概説』成文堂、平成二〇年、一五頁。
- (28) 武田清子「天皇観の相克」岩波書店、一九九三年、二三八頁。尚、天皇制に内在する反デモクラシー的性格を総合的に認識するとき、敗戦直後の教会・無教会の指導的人々による天皇制存続のための言動がいかなる判断に基づくものであった

かは十分に検討されねばならない。しかしながらその研究の進展を妨げるのは、公的に確認可能な資料の乏しさである。そこには例えば、神谷美恵子の著作集編纂にあたって「皇太子妃の美智子さまのことは、畏れ多くて、活字にできませんよ」と夫の神谷宣郎が語り、日記・書簡の収録の際に「それに関する叙述は細心の注意で省かれた」といったケース（宮原安春『神谷美恵子 聖なる声』文藝春秋社、二〇〇一年、二〇―二二頁）に象徴される、自己規制とも呼ぶべき日本人の精神態度の問題も関係する。

(29)

「天皇」と「デモクラシー」の原理的対立と看做される具体的事例には、以下の二つがある。一つは武田の著書にも言及されているが、皇室等に対する「不敬罪」刑法規定が、敗戦後二年強、日本国憲法施行後からも五カ月以上存続した事実である。天皇に関連した反民主主義的条項は、敗戦も憲法変更をも超えて日本に存続した。そこには表面的デモクラティックな仮面の下にある絶対主義的本質が露見していると捉えることができる。二つめの事例は、現行憲法下での天皇の法的責任の取り扱いについてである。「学説上では、刑事責任については、概ね否定的で、摂政が在任中訴追されない（皇室典範二一条）ことから類推しても、天皇には刑事責任がないという考え方が一般的である」（竹前栄治『天皇に民事・刑事上の責任があるか』高橋紘他『日本国憲法・検証一九四五―二〇〇〇資料と論点 第二巻 象徴天皇と皇室』二〇〇〇年、小学館、二七四頁）。ここには看過されがちな重大問題がある。天皇の行為全般に対して、特に憲法規定を越権した政治介入であったり、国民主権への侵害であったりした場合であっても、それを訴追し処断する可能性が封じられている。すなわち現行憲法下で、天皇と皇族だけは「基本的人権」の枠外にある存在なのである。